

# 施設基準の届出について

当院は下記の事項にかかる施設基準の届出をしています

令和7年8月1日現在

## ◎基本診療料

- 入院基本料  
一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1)
- 特定入院料  
特定集中治療室管理料6  
ハイケアユニット入院医療管理料1  
総合周産期特定集中治療室管理料  
母体・胎児集中治療室管理料  
新生児集中治療室管理料  
新生児治療回復室入院医療管理料  
小児入院医療管理料2  
緩和ケア病棟入院料1
- 入院料加算  
総合入院体制加算3  
救急医療管理加算  
超急性期脳卒中加算  
診療録管理体制加算2  
医師事務作業補助体制加算1イ  
25対1急性期看護補助体制加算(5割以上)  
夜間看護体制加算、急性期看護補助体制充実加算1  
夜間100対1急性期看護補助体制加算  
看護職員夜間配置加算(1のイ 看護職員夜間12対1配置加算)  
療養環境加算  
重症者等療養環境特別加算

- 無菌治療室管理加算1、2  
緩和ケア診療加算  
栄養サポートチーム加算  
医療安全対策加算1 医療安全対策地域連携加算1  
感染対策向上加算1  
指導強化加算、抗菌薬適正使用体制加算  
患者サポート体制充実加算  
重症患者初期支援充実加算  
報告書管理体制加算  
褥瘡ハイリスク患者ケア加算  
ハイリスク妊娠管理加算  
ハイリスク分娩管理加算  
呼吸ケアチーム加算  
病棟薬剤業務実施加算1  
病棟薬剤業務実施加算2  
データ提出加算2イ  
入退院支援加算1、3  
地域連携診療計画加算、入院時支援加算、総合機能評価加算  
認知症ケア加算1  
せん妄ハイリスク患者ケア加算  
精神疾患診療体制加算  
地域歯科診療支援病院入院加算  
地域医療体制確保加算  
情報通信機器を用いた診療に係る基準  
医療DX推進体制整備加算4

## ◎特掲診療料

- 医学管理等  
ウイルス疾患指導料  
外来栄養食事指導料の注2、注3  
二次性骨折予防継続管理料1、3  
心臓ペースメーカー指導管理料  
(慢性維持透析患者外来医学管理料)腎代替療法実績加算  
糖尿病合併症管理料  
がん性疼痛緩和指導管理料  
がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ  
外来緩和ケア管理料  
移植後患者指導管理料  
糖尿病透析予防指導管理料  
小児運動器疾患指導管理料  
乳腺炎重症化予防ケア・指導料  
婦人科特定疾患治療管理料  
腎代替療法指導管理料  
下肢創傷処置管理料  
慢性腎臓病透析予防指導管理料  
院内トリアージ実施料  
外来放射線照射診療料  
外来腫瘍化学療法診療料1  
連携充実加算  
がん薬物療法体制充実加算  
ニコチン依存症管理料  
(療養・就労両立支援指導料)相談支援加算  
開放型病院共同指導料  
ハイリスク妊産婦共同管理料( I )  
がん治療連携計画策定料  
肝炎インターフェロン治療計画料  
薬剤管理指導料  
医療機器安全管理料1  
医療機器安全管理料2  
医療機器安全管理料(歯科)  
(歯科疾患管理料の注11)総合医療管理加算  
歯科治療時医療管理料
- 在宅医療  
(在宅患者訪問看護・指導料)専門管理加算  
(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料)遠隔モニタリング加算  
在宅腫瘍治療電場療法指導管理料  
持続血糖測定器加算
- 検査  
遺伝学的検査  
染色体検査 2その他の場合  
骨髄微小残存病変量測定  
BRCA1/2遺伝子検査 1、2  
がんゲノムプロファイリング検査  
先天性代謝異常症検査  
抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体  
センチネルリンパ節生検  
HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ゲンタイプ判定)

- 内喉頭筋内注入術(ボツリヌス毒素によるもの)  
乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの)  
乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)  
及び(腋窩郭清を伴うもの))  
乳がんセンチネルリンパ節加算2及び  
センチネルリンパ節生検  
ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)  
肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)  
食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)  
胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)  
内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻  
閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術  
(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡  
によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視  
鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡に  
よるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡による  
もの)及び膈腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)  
経皮的冠動脈形成術  
経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)  
経皮的冠動脈ステント留置術  
経皮的中隔心筋焼灼術  
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)  
ペースメーカー移植術(リドレスタ<sup>®</sup>-メカ)  
ペースメーカー交換術(リドレスタ<sup>®</sup>-メカ)  
大動脈バルーンパンピング法(IABP法)  
経皮的下肢動脈形成術  
腹腔鏡下リンパ節群廓清術(側方)  
内視鏡的逆流防止粘膜切除術  
腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)  
腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び  
腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))  
腹腔鏡下噴門側胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び  
腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))  
腹腔鏡下胃全摘術(単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び  
腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))  
腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)  
胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除  
(葉以上)を伴うものに限る。)  
体外衝撃波胆石破砕術  
腹腔鏡下肝切除術  
体外衝撃波膀胱石破砕術  
腹腔鏡下膀胱腫瘍切除術  
腹腔鏡下膀胱癌切除術  
早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術  
内視鏡的小腸ポリープ切除術  
腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)  
体外衝撃波腎・尿管結石破砕術  
腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)  
膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)  
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術  
腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術  
腹腔鏡下子宮癌痕跡修復術

- 検体検査管理加算(IV)
- 国際標準検査管理加算
- 遺伝カウンセリング加算
- 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- 時間内歩行試験、シャトルウォーキングテスト
- 胎児心エコー法
- ヘッドアップテイルト試験
- 皮下連続式グルコース測定
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- 脳波検査判断料1
- 神経学的検査
- 補聴器適合検査
- コンタクトレンズ検査料1
- 小児食物アレルギー負荷検査
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)
- 経頸静脈的肝生検
- 人工尿道括約筋植込・置換術
- 膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)
- 埋没陰茎手術
- 陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの)
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- 腹腔鏡下仙骨腔固定術
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)
- 胃瘻造設術
  - (内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)
- 周術期栄養管理実施加算
- 輸血管理料 I
- 輸血適正使用加算
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- レーザー機器加算
- 麻酔
  - 麻酔管理料( I )
  - 麻酔管理料( II )
- 放射線治療
  - 放射線治療専任加算
  - 外来放射線治療加算
  - 高エネルギー放射線治療
  - 1回線量増加加算(全乳房・前立腺)
  - 強度変調放射線治療(IMRT)
  - 画像誘導放射線治療加算(IGRT)
  - 定位放射線治療
  - 体外照射呼吸性移動対策加算
  - 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- イ 動物体追尾法
- その他
- 病理診断
  - 病理診断管理加算2
  - 口腔病理診断管理加算2
  - 悪性腫瘍病理組織標本加算
- その他
  - 看護職員処遇改善評価料68
  - 外来・在宅ベースアップ評価料( I )
  - 入院ベースアップ評価料85
- 歯科
  - 地域歯科診療支援病院歯科初診料
  - 歯科外来診療医療安全対策加算2
  - 歯科外来診療感染対策加算3
  - 歯科診療特別対応連携加算
  - 歯科外来在宅ベースアップ評価料( I )
  - 精密触覚機能検査
- 歯冠修復及び欠損補綴
  - クラウン・ブリッジ維持管理料
  - CAD/CAM冠
- 歯科矯正
  - 歯科矯正診断料
- 酸素の単価 設置型 1リットルあたり0.16円
- 酸素の単価 ボンベ 1リットルあたり1.76円
- 入院時食事療養費( I )
- 先進医療について 当院は、厚生労働大臣の定める施設基準に適合する病院として以下の先進医療を実施しています。
- 内視鏡的憩室隔壁切開術

基本診療料には  
初診料、再診料・外来診療料、入院料など診療の基礎となる点数が定められています。

特掲診療料には  
検査料、処置料、手術料など個々の診療行為の点数が定められています。  
※一人の患者さんに対する診療報酬は、基本診療料と特掲診療料を合算した額になります。

療養担当規則に基づく揭示事項



日本赤十字社